

D P C における高額な新規の医薬品等への対応について

- 1 . 新規に薬価収載された医薬品等については、D P C における診療報酬点数表に反映されないことから、以下の基準に該当する医薬品等を使用した患者については、包括評価の対象外とし、次期診療報酬改定までの間、出来高算定することとしている。

前年度に使用実績のない医薬品等については、当該医薬品等の標準的な使用における薬剤費（併用する医薬品も含む）の見込み額が、使用していない症例の薬剤費の平均 + 1 S D を超えること。

- 2 . 効能追加の薬事承認がなされた医薬品のうち、レミケード点滴静注用100（インフリキシマブ（遺伝子組換え））について、新規に追加された効能である「強直性脊椎炎（既存治療で効果不十分な場合に限る）」「潰瘍性大腸炎（既存治療で効果不十分な場合に限る）」に対して使用した場合は、この基準に該当するため、当該効能に対して本剤を使用した患者については、出来高算定することとする。

< 参考 >

レミケード点滴静注用100（インフリキシマブ（遺伝子組換え））

・ 効能・効果：

強直性脊椎炎（既存治療で効果不十分な場合に限る）

潰瘍性大腸炎（既存治療で効果不十分な場合に限る）

・ 用法・用量：

通常、体重1kgあたり5mgを1回の投与量とし点滴静注する。初回投与後、2週、6週に投与し、以後8週間の間隔で投与を行うこと。

・ 薬価：

100mg 1 瓶 100,285円

・ 標準的な費用：

平均体重を50kgと仮定すると、1 回投与あたり $5\text{mg}/\text{kg} \times 50\text{kg} = 250\text{mg}$

よって、1 回投与あたり、 $100,285\text{円} \times 3 = 300,855\text{円}/\text{回}$

< 強直性脊椎炎の場合 >

1 入院あたりに換算すると、 $300,855\text{円} \times 1.02 = \underline{306,872\text{円}}$

< 潰瘍性大腸炎の場合 >

1 入院あたりに換算すると、 $300,855\text{円} \times 1.69 = \underline{508,445\text{円}}$

- ・当該医薬品を使用するD P Cでの診断群分類：

< 強直性脊椎炎の場合 >

MDC07 筋骨格系疾患

070470 関節リウマチ

(070470xx99x6xx)

< 潰瘍性大腸炎の場合 >

MDC06 消化器系疾患、肝臓・胆道・膵臓疾患

060185 潰瘍性大腸炎

(060185xx99x0xx, 060185xx99x01x, 060185xx99x1xx, 060185xx97x0xx,
060185xx97x1xx, 060185xx01x0xx, 060185xx01x1xx)

- ・当該医薬品を使用していない症例の薬剤費 (平均 + 1 S D)

強直性脊椎炎の場合：26,488点

潰瘍性大腸炎の場合：23,997点